

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。

地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、5月23日に綿貫幸進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字芦荻場字向原及び字後野地内にあり、4筆、2,753㎡でございます。

農地の現状は、字向原地内にはネギ、里芋、ブロッコリーが作付けされておりました。字後野地内には作付けはございませんでしたが、保全管理されておりました。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については、全て耕作をされており、主にいちご、ぶどう及び路地野菜を中心に作付けしているとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではネギ及びサトイモ並びにホウレン草などを作付けするとのことです。

また、通作については自宅から車で5分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字芦荻場にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜および果樹を中心に作付けしております。

所有地15,873㎡については、適正に管理されております。

通作に関してですが、申請地である大字芦荻場字向原地内の3筆は徒歩で3分、大字芦荻場字後野地内の1筆は徒歩で1分ですので、容易にできると考えられます。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、軽自動車2台、冷蔵庫1台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた綿貫幸進委員から、何かご意見等預かっておりますか。

10番

預かっておりません。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

なお、整理番号3-2については、整理番号3-3、3-4、3-5につい

て、関連する事項がございますので、あわせて審議いたします。
地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2 番

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2、3-3、3-4、3-5 について、5 月 23 日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下赤工字尾長地内でございます。

農地の現状は、4 筆隣接しており栗の木が植えられてありました。下草は綺麗に刈ってありました。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地については、全て耕作をされており、ジャガイモ及びカブ並びにネギ等を中心に作付けしているということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ及びトマト並びにピーマン等を作付けするということです。

また、通作については自宅から徒歩で 1 分ほどということです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2、3-3、3-4、3-5 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下赤工にて農業経営を行っており、その農業経営を拡大したく申請するものでございます。

譲受人は露地野菜および茶、栗を中心に作付けしております。

所有地 2、159㎡については、適正に管理されております。

通作に関してですが、徒歩で 1 分ですので、容易にできると考えられます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和 2 年 5 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する 6 つについてご説明します。

1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2 つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機 2 台、草刈り機 1 台、噴霧器 1 台を所有しております。

3 つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。

5 つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の 5 a を

申請地を超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

現状を確認したところ、適正に管理されているという意見を預かっております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番

譲受人の職は、会社員ということですが、年齢を教えてください。

事務局

譲受人の年齢は、50代です。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、整理番号3-2、3-3、3-4、3-5について、個別に審議いたします。

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3

－ 4について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－5について許可するものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について審議いたします。

地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について、5月23日に綿貫幸進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下加治字郷路地内にあり、3筆、3,780㎡でございます。

農地の現状は、ジャガイモなどが作付けされておりました。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では柑橘類のウンシュウミカンとジャバラミカン及び梅ならびにヤーコンなどを作付けするとのことです。

また、通作については自宅から車で10分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

昨年度、譲受人には条件付で許可をしております。

この条件の内容とその後の経過につきまして、事務局より説明を求めます。

説明は以上です。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－6について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

次に、現地の状況については、補足説明をさせていただきます。

譲受人は露地野菜および果樹を中心に作付けしており、所有地は適正に管理されています。

このたび、自宅から車で10分の通作可能な申請地について、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目から6つ目まで全て許可条件を満たしています。農機具については、

耕うん機1台、草刈り機1台、農機具倉庫1棟を所有し、また、トラクターを借りています。

続いて、山下富司委員から発議のありました、許可書に付した条件を読み上げさせていただきます。

許可の条件、営農計画および肥培管理について以下の2点に留意すること。

(1) 今回の申請を含めて提出された営農計画に基づき適正な肥培管理を行い、収穫を目指すこと。以上の内容が履行されない場合、営農能力の不備とみなされ、今後の営農拡大の際の審査について支障をきたします。

(2) 果樹の枯木等は病害虫の発生源になる事もあるので十分に管理をすること。

以上が昨年度の許可書に付した許可条件となります。

続いて、その後の経過について説明いたします。

事務局で譲受人が所有する平松地区や双柳地区の農地を事前に現地確認をしました。結果、未作付け地があったり農地の中心部に草が繁茂している状態が見受けられるとともに、草刈りは、している形跡はあるものの、肥培管理された形跡は確認できませんでした。

また、植樹はされていますが幼木が多く、中には、枯れ死している幼木もありました。

現地の農地の状況から、譲受人の営農計画や肥培管理状況などの実態を確認したく、譲受人に対して、聞き取りを行いました。また、聞き取りの結果、譲受人から営農計画書の提出を求めることとしました。

このことに対して、農業委員会としては、譲受人に対して、ヒアリングを実施することとし、譲受人から明確な営農計画や肥培管理をはじめとする管理状況を確認することとなりました。

補足説明は以上です。

議長

山下富司委員、同行して調査していただいた綿貫幸進委員から何か意見を預かっていますか。

10番

特に預かっておりません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-6について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番

先程事務局から説明がありましたが、昨年度、条件を付して許可をした農地の耕作状況について、もう少し詳しく教えてください。

事務局

事務局で現地確認をした結果、平松団地東側の農地2筆について、1つ目の

農地には未作付け地があり耕うん管理されている形跡もありませんでした。

もう一方の農地は、面積の2割程にあたる中心部に人の背丈程の草が繁茂している状態であり、周辺に甘柿3本、みかん2本、ゆず1本、南天1本の幼木が植樹されている状態でした。また用途不明のヒイラギの幼木が1本植樹されておりました。2筆とも草刈りについては、近日されている形跡はありましたが、肥培管理された形跡はいずれもありませんでした。

また、別の平松地区の農地1筆については、みかんの幼木が植樹されており、中には枯れ死している幼木もありました。草刈りについては近日されている形跡はありましたが、一部分については草が伸び始めている所もありました。

そして、平松地区の小畦川沿いの農地6筆については、複数品種の甘柿28本、栗26本、プルーン6本、プラム14本、みかん9本の幼木が植樹されており甘柿については9本に果実が生りはじめていました。内訳としては甘柿3本と栗3本が枯れ死していました。草刈りについては、定期的に薙いでいる形跡がありました。

平松地区の農地からみて南側にある双柳地区の農地1筆については、複数品種の梅の幼木42本が植樹されていました。全体の面積の3割程にあたる北側低地は未作付け地となっていました。こちらも草刈りについては、定期的に薙いでいる形跡がありました。

説明は以上です。

10番

今回も果樹の作付けとのことですが、前回同様条件を付けることが良いと思います。

1番

労力数7人について、もう少し詳細な説明をお願いします。

事務局

昨年度では労力数5人でした。労力数5人については、譲受人の知り合いの農家と聞き取りしております。また、今回追加された2人については、譲受人の娘婿と芦荻場で農業経営をしている方だと聞いております。

議長

先程、山下富司委員から許可条件を付けることについて提案がありました。今までの意見をまとめると、許可に条件を付すことではいかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-6について、条件を付して許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については条件を付して許可するものとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について審議いたします。

事務局より、説明をお願いします。

事務局長

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について審議を行います。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、5月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中藤中郷字久根花地内でございます。

農地の現状は、申請人の自宅への通路敷地とされておりました。

周辺農地への影響ですが、宅地が北側と東側に接しており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、居住地の宅地への接道として、通路敷地として利用したく申請したとのことでした。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地に隣接する住居にて妻と母の3人で生活しております。

申請人の娘夫婦から所有地に分家住宅を建てる相談を受けたことから、居住地の調査をしたところ、県道から自宅敷地への通路が無く、自宅への進入路として利用している場所が農地であることが判明しました。

このたび、申請地を自宅への進入路として宅地拡張し、生活環境維持のために利用したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して経費はございません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

山下敏郎委員、同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議をいたします。</p> <p>地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、5月20日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下畑字宮倉地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周囲を宅地と道路に囲まれており、特段の影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地といたく申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在狭山市にて妻と子供の3人で生活しております。</p> <p>以前から自然豊かな場所で家庭菜園をしながら生活したいと考えており、また、飯能住まい制度の現地案内を受けたことから、飯能市内への転居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。</p>

飯能住まい制度としては21件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金および融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

議長

こちらの案件につきましても地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推 2 番

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について、5 月 2 0 日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字岩渕字前ヶ貫地内にございます。市営住宅の岩渕団地の北側に位置しております。

農地の現状は、現地調査の時点では、保全管理されていきました。

周辺農地への影響ですが、周囲を宅地と道路に囲まれており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地といたく申請するものです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5 - 2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都練馬区にて妻と 2 人で生活をしております。

戸建て住宅の建築計画をするにあたり、家庭菜園ができる広い土地で子育てができる環境を条件としており、飯能住まい制度を紹介されたことから、飯能市内への転居を検討していたとのこと。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては 2 2 件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和 2 年 5 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第 2 種農地に該当します。

次に、転用に関する 8 つの審査基準についてご説明します。

1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、全額融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、5月23日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中藤中郷字久根花地内でございます。

農地の現状は、保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、宅地が北側と東側に接しており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、土地所有者の分家である譲受人が分家住宅敷地として利用したく申請したとのことでした。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は夫と二人で生活をしております。

出産を控え、現在住んでいるアパートでは手狭なこと、また、自然が豊かな環境で子育てを希望しており、自然豊かで実家と行き来ができることを条件に土地を探した結果、両親の所有する農地に分家住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費に対し、両親からの融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

山下敏郎委員、同行して調査していただいた柏崎光一推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

特にございませぬ。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事

事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。

地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、5月20日に大久保博司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字飯能字松井戸地内でございます。

農地の現状は、保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、宅地が南側に接しており、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、分家住宅敷地として利用したく申請したとのこと。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請人は両親と妻と子供の6人で生活しております。

現在両親と同居している住宅が手狭で不便であるため、実家と行き来ができる、また、将来必要であろう両親の介護ができることを条件に土地を探した結果、両親の所有する農地に分家住宅を建築したく申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年5月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されてい

る道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発許可行為申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大久保博司委員何かございますか。

9番

中里元委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、説明いたします。

まず、第1番の方についてです。

昨年5月に初めて利用権設定をし、飯能市に新規就農した方です。現在は、所沢から飯能へ移り住み、有機栽培による野菜のセット販売を行っています。

経営作物としては、大豆、麦、露地野菜等の様々な品種の野菜です。

販売方法としては、個人宅への野菜のセット販売として、少量多品目の定期宅配、定期発送をしております。

続いて、第2番の方についてです。

「明日の農業担い手育成塾」を卒業し、平成29年4月から飯能市に新規就農している方です。

経営作物としては、主に露地野菜でございます。

販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農業地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無しとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。続きまして、議案第5号認定農業者の認定について議題といたします。

事務局長

それでは、事務局の説明をお願いいたします。
それでは、議案第5号認定農業者の認定について、ご説明いたします。
【資料に基づき説明】
なお、詳細につきましては、担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。
農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第2項により、農業委員会の意見を聴くことが求められておりますので、提案するものです。
今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。
次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合するものであるかですが、適合するものであると判断されます。
また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。
以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。
説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

議長

申請者の農業経営状況について教えてください。

10番

申請者は、作付けを増やしています。また、2年前から申請者の親族が、農業経営に関わっている状況であり、後継ぎも決まっているので特段問題は無いと思います。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無しとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。
次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法

第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

無しとのことですので、次にその他事項に移ります。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和2年5月飯能市農業委員会総会を閉会いたします。